

2007年9月21日

内閣府国民生活局消費者企画課 御中

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット

代表 清水 巖

〒650-0022

神戸市中央区元町通6丁目7番10号

元町関西ビル3階

かげやま司法書士事務所内

TEL 078-361-7201

FAX 078-361-7228

「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」に対する意見

当団体は、消費者被害防止・救済のための調査・研究及び支援事業、各種消費者被害に関する情報の収集と一般消費者等に対する普及啓発事業、並びに消費者政策の研究・提言、不当約款・不当勧誘等の差止活動を行うなどして、消費者団体訴訟制度の担い手である適格消費者団体として活動することを目指している団体です。

本年8月に公表された報告書「消費者契約法の評価及び論点の検討等について」（以下、単に「報告書」といいます。）に関して意見募集がなされたので、消費者団体として、以下のとおり意見を述べます。

第1 「消費者契約法の評価」（報告書第3）について

報告書では、消費者契約法第3条1項について、同規定に触れて事業者の損害賠償義務を認めた裁判例を引用した上で、「一定の機能を果たしている」と評価していますが、適切な評価ではありません。

上記裁判例は、消費者と事業者との情報の格差を重視する消費者契約法の趣旨から信義則上の告知・説明義務を認めたものですが、3条1項が努力義務規定にとどまっているために信義則という一般原則を持ち出さないと救済できなかったという意味で同条項の限界を示していると言えます。

3条1項が努力義務規定のままでは、事業者側がこれを逆手にとって「情報提供義務は努力義務であって法的義務ではない」などと主張することも考えられますので、端的に事業者の情報提供に関する法的義務を認め、義務違反の場合の法的効果を定める方向で改正すべきです。

第2 「消費者契約法上の各論点の検討」（報告書第4）について

1 「消費者契約の意義（第2条）」（報告書第4の2）について

報告書は、現行法の「消費者」、「事業者」、「消費者契約」の定義を前提として、法の解釈・適用により妥当な解決を図ることができるという立場であると思われます。

しかし、現行法のように、「事業として又は事業のために」する契約が全て「事業者」としての契約となり、消費者契約の対象から除かれるとすると、例えば個人事業者に対する電話機リース問題のように当該事業と関連性が乏しい契約を締結した場合でも消費者契約にあたらぬという不都合が生じます。

個人事業者であっても、事業との関連性が乏しい契約であれば、情報や交渉力の格差は厳然と存在することからすれば、形式的に「事業のために」行っているかどうかは重要ではありません。

また消費者契約法の適用対象の明確化という観点からも、解釈や運用に委ねることは適切ではありません。

このため、「事業者」とは「法人その他の団体及び事業としてまたは事業に直接関連する目的で取引する個人」をいうと改正すべきです。

2 『「勧誘をするに際し」（第4条第1項から第3項まで）』（報告書第4の3）について

報告書では、「広告・表示」を「勧誘」に含めるべきか否かについて、はっきりとした方向性を示していません。

しかしながら、インターネット取引をはじめとする通信販売における広

告・表示、商品・包装・容器の表示、店頭掲示等については、消費者がその情報によって契約締結の意思を形成していることは明らかであり、現行法の解釈上も、「広告・表示」は「勧誘」に含まれると考えられます。

この点、内閣府は、広告や表示が「勧誘」に含まれないという解釈をとっているようですが、この点については反対説も有力です。解釈上の疑義があるということであれば、「広告・表示」は「勧誘」に含まれ、契約取消の原因となるということを改正によって明確にすべきです。

また、消費者契約法と景品表示法との関係については、法の目的、要件、民事効の有無が異なっているため、重複して適用されても問題はないと考えます。

3 『「将来における変動が不確実な事項」(第4条第1項第2号)』(報告書第4の3)について

報告書では、断定的判断の提供の対象を消費者の財産上の利得に影響するものに限るべきかについて、はっきりとした方向性を示していません。

しかしながら、情報の質・量及び交渉力で消費者より優位にある事業者が、不確実な事項について確実であると断定的判断を提供して勧誘すること自体、不実告知と同レベルの不適切な勧誘行為といえます。

当該契約のいわばプロである事業者が不確実な事項について確実であるとして勧誘すれば、素人である消費者が信じてしまいがちなことが根本的な問題です。とすれば、事業者の断定的判断提供がどの程度消費者契約締結の誘引となっているかが重要であって、財産上の利得に関するかどうかは重要ではありません。

また、「社会通念上不適当とは思われない勧誘」との切り分けに関して、財産上の利得以外に断定的判断の対象を広げても、それにより誤認したかどうかの要件は別に問題となりますので、取消権の不当な拡大にはつながらないと思われます。

4 「不利益事実の不告知(第4条第2項)」(報告書第4の3)について

報告書では、本条項の要件の緩和が相応に図られるべきとされており、一定の積極的な評価ができます。

本条項は、先行行為（不告知の前に消費者の利益となる事実を告げること）が必要とされていること、「故意に」不利益事実を告げないことが要件とされているために、適用件数が少ないものと考えられます。

したがって、先行行為は不要とし、かつ、故意としては当該消費者に不利益な事実が存在することの認識で足りると改正すべきです。

なお、第1で述べたとおり、より根本的には事業者の情報提供義務を定めるべきで、仮に同義務違反を取消事由とすれば、本条項はそれに吸収されることになると思われます。

5 「困惑類型（第4条第3項）」（報告書第4の3）について

報告書では、電話での執拗な勧誘や、いわゆるつけ込み型の勧誘事例などに十分対応できないことを踏まえて、拡張すべき勧誘行為の類型化を検討すべきとしており、一定の積極的な評価ができます。

現実の相談事例においては、電話による執拗な勧誘を受けたり、高齢者や認知症の方に次々販売をするといった事例が多く見受けられますが、これに対しては、現行法上の困惑類型だけではほとんど対応できません。

したがって、困惑類型の取消事由として、消費者に不安感を与えたり戸惑わせたりする勧誘、当該消費者の知識の不足、加齢・疾病等による判断力不足を知り又は知りうる場合にそれにつけ込む勧誘、消費者の私生活又は業務の平穩を害する勧誘などを追加すべきです。

6 「重要事項（第4条第4項）」（報告書第4の3）について

報告書では、契約を締結する動機に係る不実告知の事例が多数見られることなどから、「重要事項」について契約を締結する動機に係る事項を含め概念を拡張すべきとしており、一定の積極的な評価ができます。

現行法上、動機が「重要事項」に含まれるかどうかについては解釈上の争いがありますが、動機に関して多数の被害事例があるにも関わらず動機が含まれないとなると、第4条の適用範囲が極めて狭くなります。解釈上の疑義を払拭するためにも、動機が入ることを明示してください。

7 「取消権の行使期間（第7条第1項）及び法定追認（第11条第1項）」（報告書第4の3）について

報告書では、これらの点について、引き続き検討すべきとしてはっきりとした方向性を示していません。

消費者契約法上の取消権の行使期間である6ヶ月というのは、事業者が消費者に対してのりくらしと言いつつをすればあつという間に過ぎるのであって、一消費者が事業者に対して取消という法的主張をするまでの期間としてはあまりにも短いと言えます。民法上の取消権と比較して取消期間が短すぎることもふまえて、少なくとも追認可能時から3年程度まで取り消せるようにすべきです。

また、誤認や困惑させられたことが判明した後であっても、契約を締結してしまったという事実の重みから事業者に言われるがままに代金の支払などをしてしまうことは消費者契約においては十分ありうることなので、法定追認に関する民法の適用を排除すべきです。

8 「消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条）」（報告書第4の4）について

報告書では、9条1号の「平均的損害」の立証責任について、最判平成18年11月27日判決を前提としつつ、「何らかの形で消費者による立証の困難性の緩和が図られるべきである」としていますが、明確に事業者に立証責任があるという形の改正をすべきです。

上記最高裁判決の「平均的損害」の立証責任に関する判断の評価は分かるところですが、少なくとも下級審において消費者契約法の目的や証拠の偏在を根拠に立証責任が事業者側にあるとした裁判例は少なくありません。

消費者が事業者の平均的損害について一般に入手できる情報は極めて限られており、例えば、当団体が2007年に申入活動を行った資格試験予備校の契約条項においても、「受講料の30%の違約金を差し引く」「受講料残高の50%を解約手数料とする」等の条項が見受けられますが、これらが平均的損害を超える額となるか否かは、事業者側に立証してもらわなければ判断できないと予想されます。

また、平均的損害についての立証責任を事業者に負わせたとしても、事業者は元々合理的な計算に基づいて違約金等を算定し約款等に記載しているはずですから、それらを明らかにすればよいのであって、事業者に不当

な負担を強いるものではありません。

9 「消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）」（報告書第4の4）について

報告書では、10条の前段要件について、「明文の任意規定以外をも根拠とすることにも合理性が認められる」として、前段要件を緩和しようとしており、一定の積極的な評価ができます。

当団体は2006年、生命保険の契約書等に置かれていたクーリング・オフを妨害する条項について、事業者団体に申入れを行った結果、大きな改善が見られましたが、この条項は保険業法の強行規定に反したものであるため、現行10条の前段要件には該当せず、消費者契約法に基づいた主張ができませんでした。この経験からも、10条が不当条項に関する一般条項としてより機能を果たすべく、前段要件を削除すべきです。

10 「他の不当条項」（報告書第4の4）について

報告書では、不当条項リストを充実化させる必要性和有用性を認め、幅広くリストに追加すべき条項を検討すべきとされており、一定の積極的な評価ができます。

解除権・解約権を制限する条項

法定解除権があるにもかかわらず、消費者による解除をまったく認めないような解除権・解約権の制限条項は、現行法上でも明らかな10条違反であり、当然不当条項リストに加えるべきです。

この点、当団体が2007年に申入活動を行った資格試験予備校の契約条項においても、「一度お納めになりました受講料等は理由の如何を問わず返金には応じかねます」「受講手続終了後は受講料はお返しできません」等の条項が多数見受けられました。これは氷山の一角と考えられますので、解除制限条項を一掃するためにも不当条項リストに加えるべきです。

専属的裁判管轄条項

専属的裁判管轄条項については、多くの約款で事業者の住所地や営業所所在地に限定する条項が見られます。このような条項は、もっぱら事業者の便宜を図ったものであって、消費者が事実上出頭できない遠隔地で

の応訴を余儀なくされる結果、裁判上の権利行使が著しく困難になっています。

確かに民事訴訟法17条による移送申立の制度もありますが、とりわけ本人訴訟などでは移送申立も事実上期待できない以上、不当条項リストに加えるべきです。

なお、不当条項リストに追加した場合にも、民事訴訟法上の義務履行地による管轄として事業者の所在地で裁判が行われるという問題は残りますが、少なくとも約款から専属的裁判管轄条項を一切排除すべきであること（それにより、消費者側からの訴訟提起を躊躇させないこと）、義務履行地の概念を適切に解釈する余地があることなどからすれば、やはり不当条項リストに追加すべきであると考えます。

仲裁条項

仲裁条項については、仲裁法附則3条がありますが、同条では解除できるだけで、また同条は「当分の間」の特例措置であることから、無効であることを明確にするため不当条項リストに追加すべきです。

第3 「適合性原則について」（報告書第6）について

報告書では、適合性原則を困惑類型の対象の拡張範囲を見据えながら検討するとされており、はっきりとした方向性は示されていません。

しかし、消費者基本法第5条第1項第3号において適合性原則が事業者の責務として規定されていることからすれば、消費者契約法においても適合性原則をはっきりと規定すべきです。

第4 「不招請勧誘について」（報告書第7）について

報告書では、不招請勧誘について困惑類型の規定の在り方と合わせて検討するとされており、はっきりとした方向性は示されていません。

不招請勧誘は、私生活又は業務の平穩を侵害し、不意打ち的に契約させるやり方であって、消費者被害の多くは不招請勧誘によって生じています。

したがって、消費者が積極的に望まないかぎり事業者による勧誘を禁止するオプトイン型の規制を導入すべきです。この場合の法的効果としては、不招請勧誘が困惑類型と親和性があることから、不招請勧誘禁止違反による契約は取り消すことができるとすべきです。

第5 消費者契約法第11条2項について

第11条2項は、民商法以外の他の法律に、取消しまたは条項の効力について規定が置かれている場合は、その定めるところによる、と法の優先関係を定めています。

しかし、「他の法律」には立法されてから長期間経過したものも多く、社会の変化により「他の法律」に置かれている「条項の効力」についての規定に疑問があるものも存在します。

例えば、当団体は2007年、日本郵政公社の内国郵便約款において、「未使用だが汚染・毀損した切手は使用も交換もできない」という条項について申入れを行いました。郵便法35条には「汚染・毀損された郵便切手は一律に無効とする」という民事規定がありますが、この規定の妥当性は疑問です。また、郵便法の規定は消費者契約か否かを問わず適用されるのに対し、消費者契約法は消費者契約に関する場合のみに適用される特別法であると捉えると、消費者契約法が優先すると考えることもできるはずです。

このため、「他の法律」に規定が置かれている場合に、一律に消費者契約法が劣後するとするのではなく、「他の法律」の趣旨と消費者契約法の趣旨を総合判断するような制度設計にすべきです。

以 上